

令和3年6月例会次第（令和3年6月26日開催）

1、会長挨拶

2、新型コロナウイルスワクチン接種について（行政より）（総務資料1）

- ①64歳以下の新型コロナウイルスワクチン接種について（草津市）（資料1-1）p.1
（栗東市）（資料1-2）p.3
②個別接種に関するQ&Aについて（当日配布）（資料2）

3、報告事項

【会員の状況】

（1）会員の入退会について

①B会員の入会

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ・木下 武 先生 | 草津総合病院 4/1 付 |
| ・阪上 ^{さかうえ} 芳男 先生 | 草津総合病院 4/1 付 |
| ・駒井 ^{ひろひこ} 洋彦 先生 | あなむら診療所 6/1 付 |

②B会員の退会

- | | |
|------------|---------------|
| ・澤村 誠 先生 | 若草診療所 7/20 付 |
| ・新井 豊 先生 | 草津総合病院 3/31 付 |
| ・白石 昭一郎 先生 | 草津総合病院 3/31 付 |

（2）会員の状況

A会員：142名、 B会員：168名、 合計：310名

【総 務 部】

【総 務】

（1）会員名簿の作成について

会員名簿の作成にあたり、会員各位へ冊子の要・不要についてアンケートを実施したところ、冊子希望の会員が多数であったため、今年度は冊子を作成することとした。アンケートで「冊子不要」と回答いただいた会員へも冊子を配布することとなるので、ご了承願います。
併せて、会員名簿への掲載不可と回答いただいた会員へは、名簿をお渡しすることができないのでご留意願います。

（2）持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度の延長について

（令和2年度税制改正に伴う認定医療法人制度の延長）

平成29年6月14日に公布された医療法の一部を改正する法律により、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部が改正され、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度の係る認定要件の追加等の規定が同年10月1日から施行された。

さらに、令和3年5月28日に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律が公布され、同認定制度が令和5年9月30日まで延長（公布日施行）された。具体的な同認定制度の取扱いが下記通知に示されている。持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関心のある会員におかれては、税理士等の専門家にご相談のうえ検討されるよう日本医師会から連絡があったので、ご留意願いたい。

【参照】厚生労働省医政局医療経営支援課長 通知

- (3) 新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について (総務資料 2) p. 5
滋賀県医師会報 6 月号の 14 ページに記載、草津栗東医師会 HP 会員サイトにも掲載。
- (4) 第 10 回「日本医師会 赤ひげ大賞」候補者推薦について (総務資料 3) p. 8
- (5) 令和 3 年度 広域災害時の医療救護班について (総務資料 4) p. 14
各地区における診療所の輪番制としている。昨年度の副班長が今年度は班長となる。
- (6) 滋賀医科大学 病診連携の推進に係る意見交換会の開催について (総務資料 5) p. 15
- (7) 日本医師会 ORCA 管理機構(株)による日本医師会会員向けキャッシュレスサービスの
取り組み開始について (総務資料 6) p. 17
- (8) 日本医師会主催「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした
研修会」の開催について (総務資料 7) p. 21
- (9) 令和 3 年度 ひきこもり家族学習会の実施について (総務資料 8) p. 24
- (10) 令和 3 年度農薬危害防止運動の実施について(通知) (総務資料 9) p. 27
- (11) 滋賀医科大学同窓会機関誌「湖都通信」広告掲載のお願い (総務資料 10) p. 30
- (12) 「第 35 回国立循環器病研究センター循環器病懇話会」の開催について
(総務資料 11) p. 32
- (13) 令和 3 年度要保護および準要保護児童生徒に係る医療券による治療について(依頼)
(総務資料 12) p. 34

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 「令和 3 年度の医療法第 25 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく立入検査の 実施について」

今般、厚生労働省より、事務連絡「令和 3 年度医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」および、事務連絡「令和 3 年度医療法第 25 条第 3 項の規定に基づく立入検査の実施について」が発出された。

立入検査については、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱において、病院に対して原則年 1 回実施することとされ、医療法第 25 条第 3 項において規定されている特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査についても、原則年 1 回の実施となる。

両事務連絡の前年からの主な変更点は下記のとおりとなるのでご留意願いたい。

【主な変更点】

- ・立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等行い、それを行政が確認等することで令和 3 年度立入検査を実施したものとみなすこと

- ・書面による自主点検も困難な場合においては、令和4年度の実施をもって、令和3年度（令和2年度も実施していない場合は令和2年度及び令和3年度）の立入検査も実施したものとみなすこと

（2）医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 174 インスリン投与後の経腸栄養剤の未注入」について

インスリン投与後、経腸栄養剤のルートの未接続や開始忘れなどにより、患者が低血糖をきたした事例が6件報告されているのでご留意願いたい（集計期間：2017年1月1日～2021年3月31日）。

なお、事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので、自施設に合った取り組みを検討していただきたい。

〔事例が発生した医療機関の取り組み〕

- ・経腸栄養剤のルートを経鼻栄養チューブなどに接続したことを確認後に滴下を開始する。
- ・各患者へのインスリンと経腸栄養剤の投与について看護師間で情報共有する。

☆詳細は、日本医療機能評価機構 HP「医療事故情報収集等事業」を参照

<http://www.med-safe.jp/>

（3）「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00005.html

☆令和3年5月13日付け

①小柴胡湯加桔梗石膏

【主な改正内容】

1. 小柴胡湯加桔梗石膏の相談することの項の2の重篤な症状に、間質性肺炎にかかる記載を追記。
2. 抑肝散及び山梔子を含有する漢方製剤の使用上の注意について、平成25年3月27日より後に発出された使用上の注意の改訂に関する通知を反映。

（4）ジョイクル関節注 30 mgによるショック、アナフィラキシーについて

関節機能改善剤であるジクロフェナクエタルヒアルロン酸ナトリウム（販売名：ジョイクル関節注 30 mg）において、2021年3月23日の製造販売承認取得以降、5月28日までの間に、本剤使用患者において重篤なショック、アナフィラキシーの症例が10例報告されており、このうち1例は、因果関係は不明であるが死亡に至った症例として報告されている。

これを受けて厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より、「使用上の注意」が改訂されるとともに、安全性速報が配布されているので、下記の点に注意いただくようご留意願いたい。

【使用にあたっての注意点】

1. 本剤投与により重篤なショック、アナフィラキシーが発現することがあるので、投与に際しては、緊急時に十分な対応のできる準備をすること。
2. 本剤投与後少なくとも30分間は、医師の管理下で患者の状態を十分に観察すること。また、本剤投与後のショック、アナフィラキシーの発現は、投与直後に限らず、医療機関から帰宅後に発現している症例も報告されている点に留意すること。

3. 患者又は家族等に対して、ショック、アナフィラキシーが発現する可能性があること、及びその徴候や症状について十分に説明し、異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診するよう指導すること。

【保 険 部】

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 49）

【日医常任理事通知（保 79）】

（県医師会報 7 月号に掲載予定）

※日医ホームページ「新型コロナウイルス感染症 都道府県医師会宛て通知（日本医師会）」のコーナーに掲載済

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

- (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて

（新たに保険適用が認められた検査 ー令和 3 年 5 月 12 日適用ー） 【日医発第 149 号（保 52）】

（県医師会報 6 月号 55～56 ページに掲載済）（日医雑誌 7 月号にも掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

- (3) 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 47）」及び「『新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について』の一部改正について」について

【日医常任理事通知（保 53）】

（概要は県医師会報 6 月号 56～57 ページに掲載済）

- (4) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 133 号（保 38）】

（新たに保険適用が認められた検査 ー令和 3 年 5 月 1 日適用ー）

（県医師会報 6 月号 58 ページに掲載済）（日医雑誌 7 月号にも掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

- (5) 小林化工株式会社の承認取消対象品目の共同開発品目に関する使用薬剤の薬価（薬価基準）の取扱いについて 【日医常任理事通知（保 70）】

（県医師会報 7 月号に掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

- (6) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について（新医薬品等）

【日医発第 181 号（保 59）】

（県医師会報 6 月号 59～61 ページに掲載済）（日医雑誌 8 月号にも掲載予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (7) アキシカブタゲン シロルユーセル製剤（イエスカルタ点滴静注）に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について 【日医発第 144 号（地 78）（保 49）】

（概要は県医師会報 6 月号 62～63 ページに掲載済）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (8) 抗 CGRP 抗体製剤（エムガルティ皮下注）に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について 【日医発第 145 号(地 79)(保 50)】

（概要は県医師会報 6 月号 63～64 ページに掲載済）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (9) リソカブタゲン マラルユーセル製剤（ブレヤンジ静注）に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について 【日医発第 182 号(地 90)(保 60)】

（概要は県医師会報 6 月号 64 ページに掲載済）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

- (10) 疑義解釈資料（その 65）について 【日医常任理事通知（保 61）】

※新型コロナ抗原検出・核酸検出関係

- (11) 疑義解釈資料（その 66）について 【日医常任理事通知（保 64）】

※新型コロナ核酸検出関係

- (12) 疑義解釈資料（その 67）について 【日医常任理事通知（保 66）】

※新型コロナ核酸検出関係

- (13) 疑義解釈資料（その 68）について 【日医常任理事通知（保 75）】

※新型コロナ抗原検出関係

- (14) 疑義解釈資料（その 69）について 【日医常任理事通知（保 78）】

※新型コロナ抗原検出、新型コロナ・インフルエンザ抗原同時検出関係

- (15) 医療機器の保険適用について(6 月 1 日保険適用分) 【日医発第 221 号（保 72）】

- (16) 診療報酬請求書（7 月提出分）の受付期間について

（県医師会報 6 月号 13 ページに掲載済）

- (17) 共済組合員証及び組合員被扶養者証の無効について

裁判所共済組合大津支部（保険者番号 31250152）

記号番号	無効年月日	無効事由	備 考
(記号) (番号) 125 220593	R3. 6. 9	紛失のため	当該組合員は大阪府高槻市在住 ※新組合員証及び被扶養者証を発行済

（県医師会報 7 月号に掲載予定）

〔その他〕

- (18) ニコチン依存症管理料の施設基準に係る届出の取扱いについて

（県医師会報 6 月号 65～68 ページを参照）

・届出対象の医療機関には近畿厚生局滋賀事務所から通知が届いているのでご確認願いたい

(19) 長期投与について

(県医師会報7月号「保険」のページ掲載予定)

- ・「1回14日分を限度」とされている医薬品を、必要最小限の範囲で、1回30日分を限度に投与して差し支えないのは、①海外への渡航、②ゴールデンウィーク、③年末年始のときだけであり、お盆休みや国内旅行は該当しない
- ・①～③の理由で14日分を超えて投与する場合には、診療報酬明細書の摘要欄、あるいは院外処方箋の備考欄に投与した理由（「海外旅行につき」など）を記載すること

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

下記ホームページ等で情報提供が行われています。

【新型コロナウイルス関連感染症（日本医師会）（随時更新）】

URL https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

【新型コロナウイルス関連感染症（滋賀県医師会）（随時更新）】

URL <http://www.shiga.med.or.jp/update-information>

【医療関係通知（厚生労働省）（随時更新）】

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/

【医療関係通知（滋賀県）（随時更新）】

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/>

(2) 新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度について

日本医師会会員医療機関向けの標記休業補償制度について、令和3年3月末をもって、一旦募集が終了されていたが、今般の新型コロナウイルス感染症再拡大を踏まえ、中途加入の申込が再開されたのでご確認願いたい。

URL https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

【小児保健部】

[学校保健]

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

下記ホームページ等で情報提供が行われているので、ご確認願いたい。

【滋賀県教育委員会】※随時更新

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/hokentaiiku/ankenkyusyoku/hoken/310418.html>

①学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン～改訂版

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/hodo/oshirase/318946.html>

【文部科学省】※随時更新

○幼小中高・特別支援学校に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html#a006

4. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

5/27（木）滋賀県感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

5/28（金）特例承認に係る医薬品に関する特例について

- 5/28 (金) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き第5版」の周知について
- 6/2 (水) 【日医発】ジョイクル関節注 30mg によるショック、アナフィラキシーについて
- 6/3 (木) 【日医発】「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改定について
- 6/3 (木) 「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2) (コミナティ筋注) の使用に当たっての留意事項について」の補遺について
- 6/3 (木) 【日医発】日本医師会新型コロナワクチン速報第10号
- 6/4 (金) 新型コロナワクチン接種関係通知について その1. その2
- 6/4 (金) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種への協力について (お願い)
- 6/9 (水) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 病原体検査の指針 (第4版)」について
- 6/18 (金) 6月学術講演会のご案内
- 6/22 (火) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する時間外加算の考え方
- 6/24 (木) 新型コロナウイルス感染症予防接種の間違ひの防止について (その2)

5、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内 (総務資料13) p.42

6、当医師会の7月行事予定表 (総務資料14) p.43

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. 火災保険のご案内

台風などの自然災害が増える中、被害を補償する「火災保険」の保険料が、今年度に引き続き来年度以降も、さらに値上がりする見通しとなりました。また、保険期間も最長10年から5年に短縮も検討されています。

当組合では、火災保険見直しのご提案を行っております。メリットは集団割引最大約15%が適用され、一般で加入されるよりも保険料がお安くなります。診療所はもちろん、ご自宅も引受け可能です。詳細につきましては、当組合福祉課までお問合せください。

【引受保険会社】 損害保険ジャパン・東京海上日動・三井住友海上

※ 取扱商品や補償内容、契約年数によって割引が適用されない場合がございます。

2. 次亜塩素酸空間除菌脱臭機「ジアイーノ」台数限定キャンペーンのご案内

昨年ご好評をいただきました「ジアイーノ」台数限定キャンペーンを今年も実施いたします。今回は昨年よりもコンパクトなサイズで24畳までのお部屋に適した商品をご案内させていただきます。高い除菌力はもちろん、し尿臭やペット臭など気になるニオイの脱臭能力に優れた商品となっておりますので、ご家庭用にも是非ご検討ください。詳細は医協ニュース6月号の折込チラシをご覧ください、お問い合わせは購買課までご連絡ください。

3. 組合員向け制度融資のご案内

当組合では地元信用金庫と協調して、非常に有利な「組合員向け制度融資」を設けております。「① ドクタープラチナム」は医業に係る運転資金、設備資金、また子弟教育資金やそれらを資金使途とする借入金の借換資金にご利用いただくことができます。「② ドクタープラチナムフリー」は自由資金(投機性資金を除く)として、さらに幅広い資金使途に対応しております。お借入れには諸条件がございますので、詳しくは当組合事務局までお問い合わせください。

- ① 最優遇金利(変動金利0.50%・固定金利1.20%)、1億2千万円以内、20年以内
- ② 最優遇金利(変動金利0.60%)、1,500万円以内、原則7年以内

取扱金庫：滋賀中央信用金庫、湖東信用金庫、長浜信用金庫、京都中央信用金庫

4. 第 55 期通常総代会報告

令和 3 年 5 月 22 日（土）に第 55 期通常総代会が開催され、上程された全ての議案について可決・承認されました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、総代の皆様には書面出席にご理解、ご協力をいただきありがとうございました。詳細につきましては医協ニュース 6 月号に掲載しておりますのでご確認ください。

5. 出資配当金のご案内

令和 2 年度分の出資配当金が確定いたしました。医療機関宛てにご案内を送付いたしますのでご確認のほどお願いいたします。

64歳以下の新型コロナウイルスワクチン接種について（草津栗東医師会例会資料）

令和3年6月26日

草津市

1. 65歳以上の接種状況

接種対象者数 31,933人（令和3年1月1日現在、予防接種実施計画人口）

予約枠数 25,900人分（81.1%）（令和3年6月24日現在）

予約者数 20,407人（63.9%）（令和3年6月24日現在）

1回目接種済者数 17,527人（54.9%）（令和3年6月20日現在）

2回目接種済者数 7,206人（22.6%）（令和3年6月20日現在）

※予約枠数・予約者数は集団接種および近江草津徳洲会病院個別接種

※接種済数は集団接種、個別接種（各医療機関）を集計したもの

2. 接種券発送等について

	年代	対象者数	接種券発送日	予約受付開始日
1	基礎疾患を有するもの	8,151人	7/7（水）	7/13（火）
2	60-64歳	5,040人		7/20（火）
3	50-59歳	13,807人		7/27（火）
4	40-49歳	17,654人		8/3（火）
5	30-39歳	13,495人		8/10（火）
6	20-29歳	12,684人		8/17（火）
7	16-20歳	5,430人		

※64歳以下の接種は7/17（土）以降

※12～15歳については、県内の状況や教育委員会等との協議を踏まえ、決定

※高齢者入所施設等の従事者については、施設入所者との同時接種を促進するとともに、基礎疾患を有する者と同時期に市新型コロナウイルスワクチン対策室にて優先受付を行う。

3. 接種計画

	会場名	接種時間（予定）
集団接種	近江草津徳洲会病院	土曜：14時～18時 日曜：9時～12時、13時30分～17時30分
	草津市役所	
	新設（調整中）	平日10時～11時30分、13時～16時30分
個別接種	近江草津徳洲会病院	平日13時15分～19時30分
	他医療機関	現在約60箇所→希望調査

※集団接種（近江草津徳洲会病院・草津市役所）については、午後の時間延長を継続するものとし、接種の状況等により、変動することがある。

4. 接種期間

- ・16歳以上において、10月末完了を目途とする。
- ・65歳以上についても、引き続き接種可。

	区分	接種期間（予定）
集団接種	近江草津徳洲会病院	10月31日（日）まで 以降は必要量を見極め検討
	草津市役所	9月26日（日）まで 以降は必要量を見極め検討
	新設（調整中）	10月31日（日）まで 以降は必要量を見極め検討
個別接種	近江草津徳洲会病院	9月24日（金）まで 以降は必要量を見極め検討
	他医療機関	10月31日（日）まで 以降は必要量を見極め検討

↑ 集団接種および近江徳洲会病院個別接種の予約受付期間については、9月末までを設定し、以降は必要量を見極め検討

↑ 8月9日（月）～15日（日）における接種について

- ・集団接種（近江徳洲会病院・市役所） 14(土),15(日)は実施
- ・集団接種（新設） 通常どおり（平日）
- ・個別接種（近江草津徳洲会病院） 通常どおり（平日）
- ・個別接種（その他医療機関）：各医療機関の判断

↑ 土・日曜について、駅から会場まで、両会場間をつなぐシャトルバス運行予定

5. 集団接種体制

	区分	従事人数	接種人数
集団接種	近江草津徳洲会病院	現在 予診8人、接種5人	30人×接種5レーン=150人/時間 （変更なし）
	草津市役所	8月～ 予診6人、接種5人	
	新設	（調整中）	

※草津市役所会場において、救急医は継続配置（草津総合病院）

6. その他

- 高齢者入所施設（障害者入所施設含む。）
配属医・嘱託医等による施設接種を実施・調整中
- 在宅要介護者
 - ・介護部局と連携し、対象者を調査中
 - ・訪問診療の中での接種を軸に調整
 - ・訪問診療で対応できない場合は、医療機関との個別調整による対応を検討

64歳以下の新型コロナウイルスワクチン接種について（草津栗東医師会例会資料）

令和3年6月26日

栗東市

1. 65歳以上の接種状況（集団接種）について

接種券送付者数 13,935人（令和3年4月9日送付）

集団接種予約者数（6月21日時点）

	予約済者数	予約率
1回目予約	9,770人	70.2%
2回目予約	9,330人	67.0%

※上記予約済者数は集団接種を予約された方であり、個別接種への変更等によりキャンセルされ一時期に比べやや減少しています。

1回目接種済者数 6,258人（44.9%）

2回目接種済者数 3,030人（21.8%）

※集団接種者数（6月21日時点）

2. 接種券発送等について

年 代	対象者数	接種券 発送予定日	予約受付開始予定日	
①基礎疾患を有する人	3,574 人	7 月 9 日（金）	7 月 13 日（火）	
②60 歳～64 歳	2,990 人	7 月中旬から 下旬	7 月中旬か ら下旬	今後の国の動 向、ワクチン の配分量及び 予約状況によ り、スケジュ ールを前倒し にする可能性 があります。
③55 歳～59 歳	3,765 人		8 月上旬	
④50 歳～54 歳	5,238 人		8 月下旬	
⑤45 歳～49 歳	6,504 人		以後、5 歳 刻みで 2 週間間隔で の接種を予 定	
⑥40 歳～44 歳	5,423 人			
⑦35 歳～39 歳	4,750 人			
⑧30 歳～34 歳	4,629 人			
⑨25 歳～29 歳	4,155 人			
⑩20 歳～24 歳	3,889 人			
⑪16 歳～19 歳	3,341 人			
⑫12 歳～15 歳	2,447 人	未定	未定	

※基礎疾患を有する人については、広報・ホームページに掲載の書式により7月8日までに申し出のあった人に対して、7月9日に接種券を送付する。

※高齢者入所施設等の従事者については、施設入所者との同時接種を促進するとともに、基礎疾患を有する人と同様に、申し出により接種券を送付する。

3. 接種体制

(1) 集団接種

	接種時間	従事人数	接種者数
現在	土曜：14 時～17 時 日曜：9 時～12 時	予診 10 人 接種 7 レーン	30 分あたり 110 人程度
7 月以降	13 時～17 時	予診 10 人 接種 8 レーン	30 分あたり 140 人程度

※今後のワクチンの配分量、予約状況により接種時間を延長する可能性があります。

※救急医は継続配置（済生会滋賀県病院）

(2) 個別接種

現在、栗東市内は 20 医療機関→意向調査を予定しています。

(3) その他

8 月 9 日（月）～8 月 15 日（日）における接種について

- ・集団接種は平常どおり実施予定です。ご協力をお願いいたします。
- ・個別接種は各医療機関の判断

4. その他

●高齢者入所施設等

嘱託医等による施設接種を実施・調整中

●在宅要介護者

- ・介護部局と連携し、訪問診療の中での接種を軸に調整
- ・訪問診療で対応できない場合は、医療機関との個別調整による対応を検討

新型コロナウイルス感染症

☆通知の詳細は、日本医師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症 都道府県医師会宛て通知（日本医師会）」のコーナーでご確認ください。

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

① 新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融措置について（情報提供）

（令和3年4月30日 日医常任理事通知（税経14））

新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融措置については、20ページの表をご参照ください。

医療機関においては、福祉医療機構の制度の利用が融資条件等で有利となる場合が多いと見込まれることから、検討に際しては、まずは、独立行政法人福祉医療機構の相談窓口（フリーダイヤル 0120-343-863）に相談されることをお勧めします。

② 新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について

（令和3年6月3日 日医感染症危機管理対策室長通知（健Ⅱ132）（地120））

希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の新型コロナウイルスワクチンの接種を終えることができるよう、ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、今般、時間外・休日の接種費用について、下記のとおりワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行うこととされました。

併せて、地域の実情に応じ、当該加算を講じてもお医師・看護師等が不足すると考えられる場合には、都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、集団接種会場に医師・看護師等を派遣したときに、派遣元の医療機関に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の医療従事者派遣事業により、財政的支援を実施することとされました。

概要は下記のとおりですのでご確認ください。

記

1. 新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種について

① 接種費用の上乗せについて〈個別接種の場合〉（21ページの図を参照）

時間外等加算相当分

- ・ 時間外 2,070円 ⇒ 計2,800円（2,070円＋730円）
- ・ 休日 2,070円 ⇒ 計4,200円（2,070円＋2,130円）

（県医師会注）

- ・ まずは2,070円で請求してください。上乗せ額の730円（時間外）、2,130円（休日）については、「後日市町に請求する」ようになる見込みです。
- ・ 従って、後日請求できるように、各医療機関においては時間外あるいは休日に接種した件数を記録しておく必要があるようです。

② 医師・看護師等の派遣について〈集団接種の場合〉 ※7月末までに行われる派遣が対象

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

- ・ 医師 1人1時間当たり7,550円
- ・ 看護師等 1人1時間当たり2,760円

2. 上記1の補足

（1）適用期間：①②ともに令和3年4月1日から令和3年7月31日まで

（2）休日の定義

- ・ 当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日
- ・ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日

※日曜日・国民の祝日に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

(3) 時間外の定義

- ・休日以外の日で、当該医療機関が定めている診療時間(看板等に掲げているもの)以外の時間
- ※②の事業に限って、当該医療機関が休診について予め表示した上で、医療従事者を集団接種会場に派遣した場合も時間外とする。

③ 新型コロナワクチンに係る予診票の様式変更について

(令和3年6月1日 日医感染症危機管理対策室長通知(健Ⅱ117))

今般、何らかの病気で診療を受けている被接種者が、かかりつけ医に確認せずに接種を希望した場合でも、予診及び接種を円滑に受けることができるよう、予診票の様式変更を行い、接種に当たっての参考情報を示す旨、厚生労働省健康局健康課予防接種室から事務連絡されました。

概要は下記のとおりですのでご確認ください。

記

- ①「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか」の設問について、事前に医師への問い合わせが必須であるとの誤解が生じている例があることを踏まえ、当該設問を削除した予診票が示されたこと。
- ②「現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか」の設問に「はい」と回答した接種希望者に対しては、予診医は接種要注意者としての注意事項に留意しながら接種の可否を判断すること。
- ③既に印刷や配布が行われている場合等においては、従来の予診票も引き続き使用可能であること。
当該設問への回答が「いいえ」または空欄となっている接種希望者については、予診医が接種可能と判断した場合は接種可能であること。
- ④予診時の参考となる「予診票の確認のポイント」が併せて改訂されていること。

※新しい予診票の様式

「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイントVer.2.1」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

④ ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)及びワクチン接種記録システム(VRS)への高齢者等の接種記録の入力について

(令和3年6月2日 日医感染症危機管理対策室長通知(健Ⅱ128))

今般、厚生労働省健康局健康課予防接種室及び内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室の連名により、下記2点について事務連絡されました。

今回の事務連絡の主な概要は、VRSで接種を管理できる方の接種記録はV-SYSへの登録は不要とすることです。

記

1. ワクチン接種記録システム(VRS)へ、「高齢者等」の接種記録の登録をタブレット端末による接種券の読み取り等により確実にを行った場合は、ワクチン接種円滑化システム(V-SYS)へのこれら高齢者等の接種実績の登録は不要とする。
※今後、VRSにより把握された「高齢者等」の接種実績を、国から各都道府県に提供することとされており、都道府県における「高齢者等」の接種実績の確認はVRSの数値が利用されるとのことです。
2. 接種券付き予診票により接種した「医療従事者等」や「高齢者施設等医療従事者」の接種実績の登録は、引き続き、V-SYSへ継続して登録をお願いします。

⑤ 新型コロナワクチン接種に当たっての診療録の作成について

(令和3年6月1日 日医感染症危機管理対策室長通知(健Ⅱ118))

厚生労働省健康局健康課予防接種室及び医政局医事課の連名により、改めて下記のとおり周知がなされました。

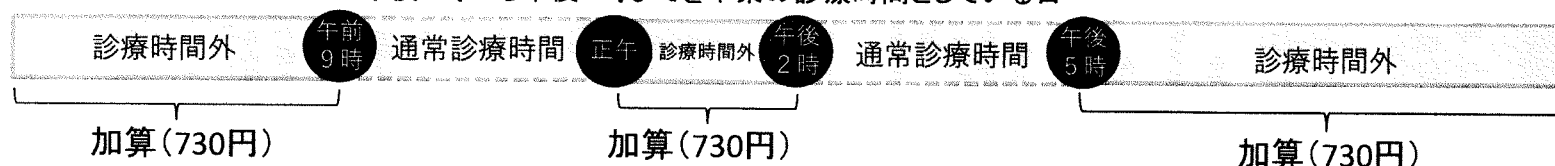
新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種費用について

ワクチンの接種を行う医師・看護師等を確保するため、時間外・休日の接種費用について、ワクチン接種対策費負担金の被接種者1人当たり単価2,070円に診療報酬上の時間外等加算相当分の加算を行う。
(時間外・・・+730円、休日・・・+2,130円) **【適用：R3. 4. 1～7. 31までの接種】**

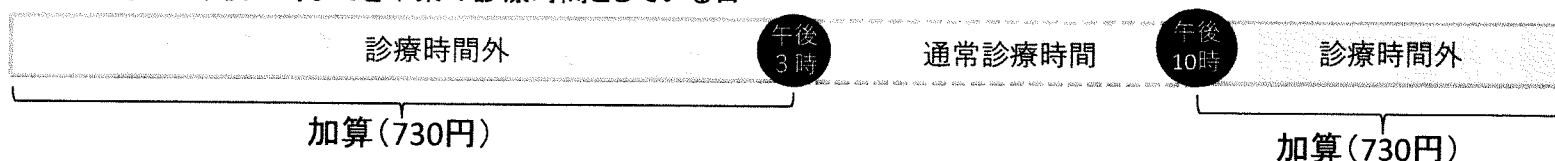
【時間外(平日)】

休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間(看板等に掲げているもの)以外の時間を加算の対象とする。

(例1) 午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時までを平素の診療時間としている日



(例2) 午後3時から午後10時までを平素の診療時間としている日



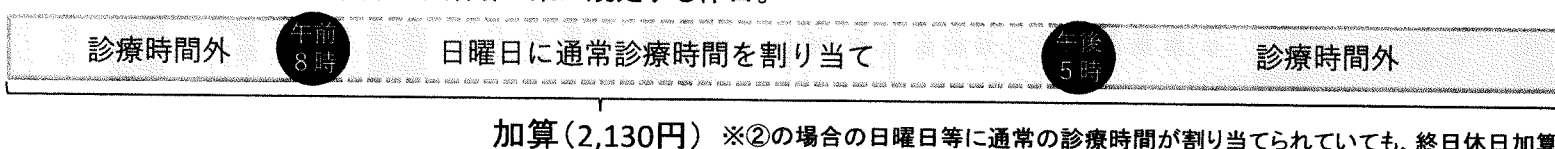
(例3) 平素に明確な診療時間が定められていない医療機関(集団接種を想定)



【休日】

以下の①または②のいずれかに該当する日

- ① 平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日(休診日)
※なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。
- ② 日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。



日医発第123号(広5)F

令和3年5月24日

都市区医師会長 殿

日本医師会

会長 中川俊男

(公印省略)

第10回「日本医師会 赤ひげ大賞」候補者推薦協力(依頼)について

日本医師会では「現代の赤ひげ」と言うべき、地域に根差した「かかりつけ医」として、地域住民の日々の健康管理と診療を親身になって行っている医師を顕彰すべく、「日本医師会 赤ひげ大賞」を平成24年度に創設し、実施しておりますが、今般、第10回の候補者推薦の依頼を5月21日付で都道府県医師会長宛てに送付しました。

都市区医師会におかれましても、本賞にふさわしいと思われる方がおられましたら、都道府県医師会にご相談の上、別紙「推薦要領」に基づき、「候補者推薦書」を都道府県医師会長宛てにご送付頂きたく存じます。

本事業は、各都道府県医師会長よりご推薦を頂いた候補者の中から、第三者も交えた選考会において受賞者を選定するもので、第10回の表彰式は令和4年3月4日(金)に挙行する予定です。

なお、「赤ひげ大賞」の受賞者を5名とし、「赤ひげ功労賞」をご推薦頂きました全ての先生方へ贈呈して、表彰式にもお招きすることに変わりはありません(「赤ひげ功労賞」の贈呈は1回限りとなります)。

選考会では、「女性医師」や「若くても地域住民のために新たな取り組みを開始したような医師」「後進の育成に貢献した医師」も評価したいとの意見も出ておりますので、推薦に当たりましてはその点につきましてもご考慮頂ければ幸いです。

本賞は、各地域からのご推薦が無ければ成り立たない事業です。ぜひとも候補者の推薦にご協力賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

※別紙文書を都道府県医師会長宛に送付しておりますことを申し添えます。



日医発第123号(広5)

令和3年5月21日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 中川 俊男

(公 印 省 略)

第10回「日本医師会 赤ひげ大賞」候補者推薦(依頼)について

日本医師会では、地域に根差した「かかりつけ医」として地域住民の日々の健康管理と診療を親身になって行っている「現代の赤ひげ」を顕彰すべく、「日本医師会 赤ひげ大賞」を平成24年度に創設、実施しておりますが、今般、第10回の候補者のご推薦を頂きたくご依頼いたします。

つきましては、本賞にふさわしいと思われる方がおられましたら、別紙「推薦要領」に基づき、「候補者推薦書」を本会までご送付頂きたく存じます。

また、別紙文書にて、各都市区医師会長宛にも本件に関する協力依頼をFAXにて送信する予定であり、「候補者推薦書」の提出先を候補者所属の都道府県医師会といたしておりますことをご承知おきます。

本事業は、各都道府県医師会長よりご推薦を頂いた候補者の中から、第三者も交えた選考会において受賞者を選定するもので、第10回の表彰式は令和4年3月4日(金)に挙行する予定です。

なお、「赤ひげ大賞」の受賞者を5名とし、「赤ひげ功労賞」をご推薦頂きました全ての先生方へ贈呈して、表彰式にもお招きすることに変わりはありません(「赤ひげ功労賞」の贈呈は1回限りとなります)。

選考会では、「女性医師」や「若くても地域住民のために新たな取り組みを開始したような医師」「後進の育成に貢献した医師」も評価したいとの意見も出ておりますので、推薦に当たりましてはその点につきましてもご考慮頂ければ幸いです。

本賞は、都道府県医師会からのご推薦が無ければ成り立たない事業です。ぜひとも候補者の推薦にご協力賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

※第9回の「赤ひげ大賞」を受賞された先生方の診療の様子などを放送した番組「密着!かかりつけ医たちの奮闘〜第9回赤ひげ大賞受賞者〜」(3月27日:BSフジ)のDVDと、日医雑誌5月号に同梱しました受賞者紹介の冊子を同封させていただきますので、ぜひご高覧下さい。

※新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった第8回・第9回赤ひげ大賞の表彰式に代わるものとして、表彰式形式の祝賀動画を日本医師会公式YouTubeで公開しています。

推薦要領

【目的】各地域の医療現場で健康を中心に地域住民の生活を支えている医師にスポットを当て、その活躍を顕彰することで、各地の医療環境整備、医療活動の充実に寄与することを目的とする。

【主催】日本医師会 産経新聞社

【後援】厚生労働省(予定)、フジテレビジョン、BSフジ

【協力】都道府県医師会

【特別協賛】太陽生命保険株式会社

【表彰】都道府県医師会長から推薦された候補者の中から、日本医師会役員を含む第三者を交えた選考会において「赤ひげ大賞」受賞者5名と「赤ひげ功労賞」受賞者若干名を決定し、表彰を行う。「赤ひげ大賞」受賞者には、賞状と記念品及び賞金100万円を、「赤ひげ功労賞」受賞者には賞状をそれぞれ贈呈する。

【対象者】・病を診るだけではなく、地域に根付き、その地域のかかりつけ医として、生命の誕生から看取りまで、さまざまな場面で住民の疾病予防や健康の保持増進に努めている医師

・日本医師会あるいは都道府県医師会の会員で現役の医師(ただし、現職の日本医師会・都道府県医師会役員は除く)

※過去の受賞者は、日本医師会(<http://www.med.or.jp/people/akahige/>)あるいは赤ひげ大賞公式ホームページ(<http://www.akahige-taishou.jp/>)をご参照下さい。

【推薦方法】本賞受賞にふさわしいと思われる方1名を各都道府県医師会長が推薦

※「赤ひげ功労賞」受賞者を「赤ひげ大賞」候補者として再度ご推薦頂くことも可能ですが、「赤ひげ功労賞」の贈呈は1回限りとなります。

【提出期限】令和3年8月31日(火)

※推薦する候補者がいない場合も、文書にてご回答願います。

推薦書送付先:

〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

公益社団法人 日本医師会 広報課(担当:芝、菅生)

※「候補者推薦書」はパソコン、黒インク、黒ボールペン等ではっきり記入し、オリジナルを提出して下さい。ご応募頂いた書類は原則として返却致しません。

※「候補者推薦書」に記載された個人情報に関しましては、本賞の選考や受賞者の報道関係への発表に使用することとし、それ以外の目的には利用いたしません。

※「候補者推薦書」はWordデータとして、文書管理システムに掲載しています。

なお、選考会は令和3年11月5日(金)に開催し、本会理事会を経て結果をご連絡させて頂く予定です。「赤ひげ大賞」受賞者につきましては、産経新聞紙上並びにBSフジの特別番組においてご紹介させていただきますので、必ずご本人の承諾を得てからご推薦下さい。

第10回「日本医師会 赤ひげ大賞」候補者推薦書

都道府県医師会名：_____

[illegible]

第10回「日本医師会赤ひげ大賞」候補者推薦書

候補者氏名:

所属都市区等医師会名:

医師会

候補者が従事する地域の特徴 (200字程度)

主な功績の該当分野とその具体的な内容 (800字程度)

<該当するものにチェックを入れて下さい>

- ☐救急 ☐災害 ☐在宅医療 ☐地域医療連携 ☐多職種連携 ☐医療ICT化 ☐産業保健 ☐学校保健
☐母子・乳幼児保健 ☐警察医活動 ☐障害者福祉 ☐公衆衛生 ☐医療安全 ☐国際活動 ☐医療環境整備
☐健康教育(一般向け) ☐その他()

※ 「候補者推薦書」に記載の個人情報に関しましては、本賞の選考や受賞者の報道関係への発表に使用することとし、それ以外の目的には利用いたしません。

推薦書の記入について

1. 候補者推薦書の Word データ版を、日本医師会文書管理システムの「お知らせ」欄にも掲載しておりますのでご活用下さい。
2. 推薦書は原則事務局が記入することとし、一人称での記述とならないようご注意下さい。
3. 医師会役員歴の記載は不要です。
4. 「候補者が従事する地域の特徴」には、交通手段が少ない、豪雪地帯、都会ならではの状況など候補者を取り巻く環境について、できるだけ詳しくご記入下さい。(200 字程度)
5. 「該当分野」は、該当するもの全てにチェックを入れて下さい。
※Word では□をクリックすると■に塗りつぶされます。
6. 「主な功績内容」には、「地域への貢献」「後進の育成」など具体的な事例を挙げて、「特筆される活動とそれに従事した期間」をできるだけ詳しく、候補者の人柄も交えてご記入下さい。(800 字程度)
※功績内容の記入方法を詳しくお知りになりたい場合は事務局までご相談下さい。
7. ご応募頂いた書類は原則として返却致しませんのでご了承下さい。

令和3年度 広域災害時の医療救護班一覧表

		班 長	副班長
草津地区	草津第二小学校 JR以東・新草津川以北	新井 眞理	崔 鳳春
〃	玉川小学校 JR以東・新草津川以南	薬師川 浩	小河 孝夫
〃	笠縫小学校 JR以西・旧草津川以北	石田 洋一	宮本 彩子
〃	老上小学校 JR以西・旧草津川以南	駒田 一朗	入川 直矢
栗東地区		稗田 弘一	山本 亨
〃		那須 準子	大槻 鉄郎
〃		一瀬 葉子	吉岡 誠一郎

令和3年 6月 吉日

草津栗東医師会
会長 中嶋 康彦 様

滋賀医科大学医学部附属病院
病院長 田中 俊宏
【公 印 省 略】

病診連携の推進に係る意見交換会の開催について(ご案内)

平素は本院の運営、特に病診連携につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、病診連携の一層の推進を図るため、今年度は標記意見交換会を下記のとおり開催予定ですので、貴会員の先生方に早めにお知らせいただきまして、ご出席いただきますようご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

また、本院医師による講演は、血液内科、消化器外科、及び泌尿器科の3診療科を予定しています。

なお、本年度は対面式と遠隔通信式のハイブリッド形式での開催を予定しております。詳細につきましては、後日ご案内させていただきます。

記

○ 日 時 令和3年10月21日(木) 午後2時～3時30分

○ 場 所 滋賀医科大学 リップルテラス2階 会議室1

<お問い合わせ先>

滋賀医科大学医学部附属病院

患者支援センター 田中 明博

TEL 077-548-2513

FAX 077-548-2815

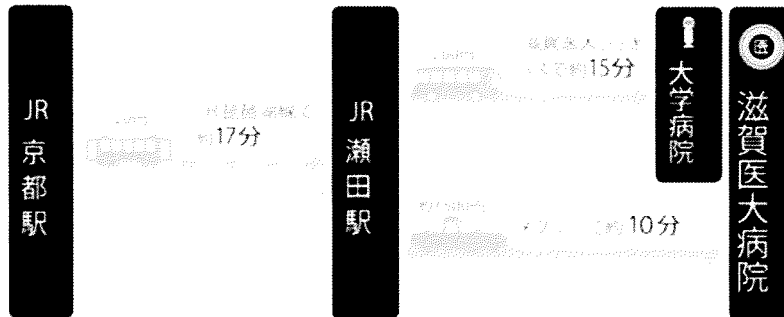
会場のご案内

滋賀医科大学医学部附属病院（滋賀県大津市瀬田月輪町）

交通アクセス

公共交通機関でお越しの方

・東海道本線「瀬田駅」下車、「滋賀医大」バス（約15分）
 ・東海道本線「瀬田駅」下車、「滋賀医大」バス（約15分）
 ・東海道本線「瀬田駅」下車、「滋賀医大」バス（約15分）



・主幹道「滋賀医大前」バス停は、病院敷地内（大学病院前）に停めお越しください。

滋賀医科大学 リップルテラス



(地 85) (情シ 8)

令和 3 年 5 月 28 日

都道府県医師会 担当理事 殿
郡市区等医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
副会長 今 村 聡
(公 印 省 略)

日本医師会 ORCA 管理機構株式会社による
日本医師会会員向けキャッシュレスサービスの取り組み開始について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

一昨年より、日本医師会 ORCA 管理機構株式会社（以下、ORCA 管理機構）が医療機関向けキャッシュレスサービスのパイロットスタディを実施してまいりましたが、この度、日本医師会の会員限定で、これまでにない低手数料率でのキャッシュレスサービスの取り組みを開始することとなりましたので、ご案内いたします。

現在、政府は国内におけるキャッシュレス決済の普及を促進しており、昨年 7 月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、2025 年 6 月までにキャッシュレス決済の利用率を 4 割程度にまで引き上げることが目標とされています。

日本医師会としては、医療機関のキャッシュレス決済は、医療機関の負担を最小限にした上で、希望する医療機関への普及を推進すべきと考えております。

本サービスは、2 年にわたる日本医師会 ORCA 管理機構のパイロットスタディを踏まえ、同機構へお申し込みいただくにより、クレジットカード利用においては端末費用、導入費用および月額の利用料を無料とし、決済手数料率は VISA 関連 1.50%、JCB 関連も低手数料率で、電子マネーも別途オプションで追加することを可能としております。

二次元コードを用いる QR コード決済については、総務省の JPQR をお申し込みいただくことで、初期費用が無く、多くの種類の QR コード決済が同じ手順でご利用いただけるようになります。詳細は、同封資料や下記ホームページをご参照ください。

今後も引き続き各方面に働きかけることで、会員医療機関の皆さまにより良いサービスとするよう努めてまいります。なるべく多くの会員医療機関にご利用いただきたいと考えておりますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、是非、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【同送物】

- ・ 医療機関向けキャッシュレスサービスの概要 (A4・1枚)
- ・ 医療機関向けキャッシュレスサービス・チラシ (A4・1枚)

通知2枚を含め計4枚
以上

【お申込み】

下記サイトの最下行にある「お申込み」ボタンからお申込みください。

<https://www.orcamo.co.jp/products/cashless.html>

【ご紹介サイト】

日本医師会 ORCA 管理機構 医療機関向けキャッシュレスサービス

<https://www.orcamo.co.jp/products/cashless.html>

【その他】

ご紹介資料

https://www.orcamo.co.jp/doc/cashless_20210422.pdf

良くあるご質問

https://www.orcamo.co.jp/doc/cashless_FAQ_v2_1.pdf

【お問合せ先】

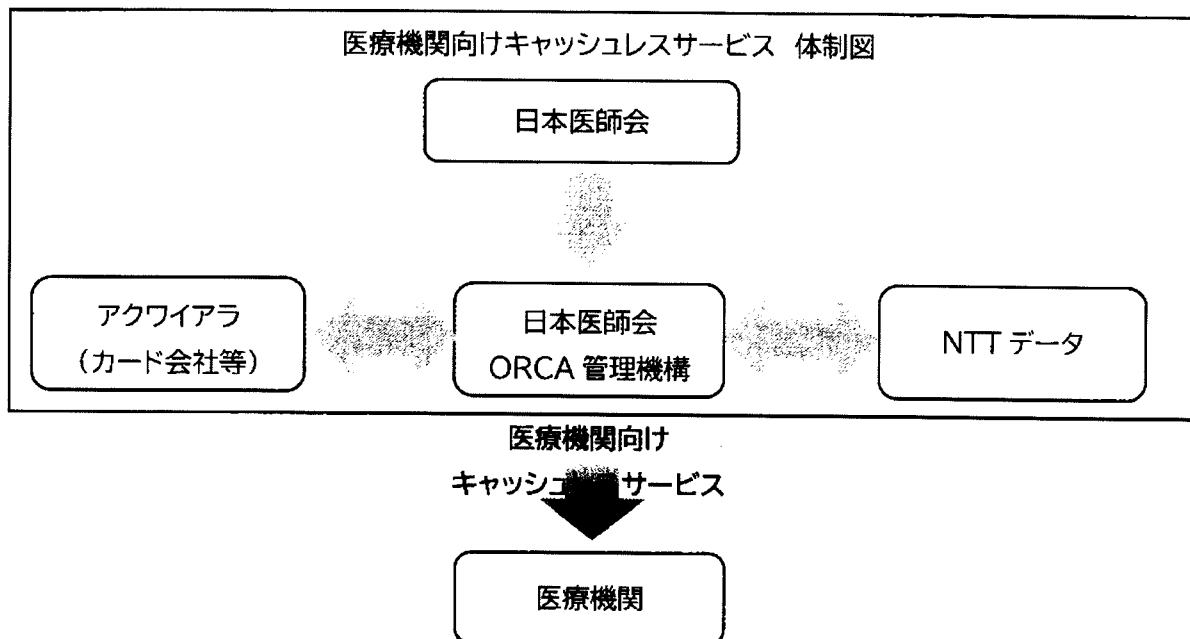
日本医師会 ORCA 管理機構株式会社 営業企画部 キャッシュレス担当

電話 : 03-5981-9683

メール : orca-cashless@pm.orcamo.co.jp

医療機関向けキャッシュレスサービスの概要

【サービス提供 体制図】



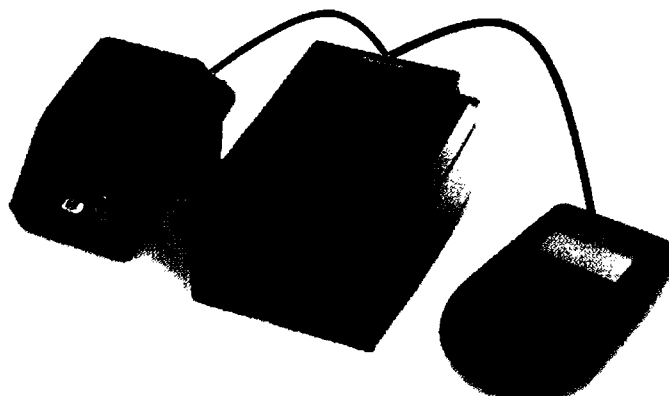
【サービス内容】

- ・ 決済手数料

Visa, MasterCard	1.50%
JCB, Amex, Diners, Discover	現在調整中。決定後、ご紹介サイトに掲載します
電子マネー (オプション)	2.50%
 - ・ 利用料

基本サービス	無料
電子マネー読取装置 (オプション)	550 円 (税込) / 月
 - ・ 端末初期費用
 - ・ 振込手数料
 - ・ 消耗品
 - ・ QR コード決済
- 無償 (1 台まで)
- 220 円 (税込) (月 1 回、2 回の振り込み時のご負担)
- 無償提供 (レシート印刷用ロール紙)
- 総務省の JPQR をご案内

【設置される機器】



※電子マネー読取装置はオプションです

日本医師会員向けキャッシュレスサービス

会員みなさまの経営を支える低手数料のキャッシュレスサービス

手数料率

1.5%

(Visa, Mastercard®)のみ

日医会員
限定

初期費用
利用料
無料

(電子マネー) 除く



▶ 詳しくは下記サイトをご確認ください。

基本プラン		日医会員の手数料率
各種クレジットカード		1.50%
	   	現在調整中 紹介サイトをご確認ください。

オプションメニュー		日医会員の手数料率
各種交通系ICカード 電子マネー	         	2.50%

※電子マネーのご利用には月額550円(税込)の利用料と手数料に消費税がかかります。クイックペイの利用も調整中です。

その他決済種別		参考手数料率
QRコード決済		1.20%~

※JPQRは総務省の紹介サイトからお申込みください。<https://jpqr-start.jp/>

紹介サイト | ORCAMO キャッシュレス  または、右記二次元バーコードよりアクセスしてください。
お問い合わせ | orca-cashless@pm.orcamo.co.jp



 日本医師会 ORCA 管理機構 〒113-0021 東京都文京区本駒込六丁目1番21号 コロナ社第3ビル6階 電話: 03-5981-9683 (営業企画部)

日医発第 195 号 (法安 36) F
令和 3 年 5 月 31 日

都道府県医師会長 殿
都市区医師会長 殿

日本医師会
会 長 中川 俊男
(公印省略)

令和 3 年度 在宅看取りに関する研修事業
「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」の
開催について

今般、日本医師会では、令和 3 年度厚生労働省在宅看取りに関する研修事業について実施団体の選定を受け、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」を開催することとなりました。

情報通信機器 (ICT) を用いた死亡診断等の取扱いについては、「規制改革実施計画」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、医師が自らの診療下にある患者について、受診後 24 時間経過して死亡した場合であっても、下記 a ～ e の全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付することができるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直すこととされたことを受け、平成 28 年度厚生労働科学研究において情報通信機器 (ICT) を用いた死亡診断等を行う際の基本的考え方、具体的手順等についての研究がなされ、その結果を踏まえ「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)が策定されたところです。(平成 29 年 9 月 19 日日医発第 595 号通知参照)

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師と十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

本ガイドラインにおいて、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師が受けなければならないとされる「法医学等に関する一定の教育」研修を、令和元年度より日本医師会が厚生労働省の委託を受け、開催しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況に鑑み、今年度研修も昨年度研修同様、別紙の要領で開催することとなりました。

また、今年度は、本研修会を受講する看護師を遠隔死亡診断においてサポートする医師も、当該看護師と共に受講することが可能となりました。(e-learning、及び演習)

貴会におかれましては、上記の制度趣旨をご理解いただき、標記研修会についての情報提供にご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、やむを得ず研修会開催を延期もしくは中止する場合がありますことを予めご了承くださいようお願い申し上げます。

別紙

「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」

開催要領

1 研修形式

〈座学〉 e-learning 形式により、法医学に関する講義、看護に関する講義を視聴

〈演習〉 座学を終えた後、下記のいずれかの会場において、「演習」受講

(1) 東京会場 定員 20 名
令和 3 年 8 月 22 日 (日)

(2) 大阪会場 定員 20 名
令和 3 年 9 月 5 日 (日)

〈実地研修〉 大学法医学教室及び監察医務機関等において、解剖、死体検案を見学

2 対象者

原則として、以下の要件 (ア～カ) のすべてを満たす訪問看護事業所の看護師

(ア) 看護師としての実務経験 5 年以上を有し、その間に患者の死亡に立ち会った経験が 3 例以上ある。

(イ) 看護師としての実務経験のうち、訪問看護または介護保険施設等において 3 年以上の実務経験を有し、その間に患者 5 名に対しターミナルケアを行った (※1) ことがある。

※1 ここでいう「ターミナルケアを行った」とは、訪問看護においては、患者の死亡日及び死亡前 14 日以内に、2 回以上の訪問看護を実施し、ターミナルケアに係る支援体制について患者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合をいう。

また、介護保険施設等においては、当該施設の看取りに関する指針等に基づき、看護師が対象となる入居者に対するターミナルケアに関する計画の立案に関与し、当該計画に基づいてターミナルケアを行った場合をいう。

(ウ) 実務において ICT を活用して連携している医師に、研修受講について説明し、同意を得ていること。(医師の同意書を提出)

(エ) 「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」を読んでいること

(オ) 所属施設で業務上タブレットまたはスマートフォン等を使用していること

(カ) 所定の期間内に 2 体以上の死体検案又は解剖に立ち会う実地研修 (※2) が履修できること

※2 ここでいう「実地研修」とは、大学法医学教室及び監察医務機関等において、死体検案や解剖見学に参加することを通じ、死の三兆候や死後硬直等の法医学等に関する講義で学ぶ内容を実際に観察する研修をいう。

3 プログラム

別添参照

4 備考

e-learning による講義視聴、会場における演習参加および実地研修の全プログラムを履修した者に修了証を交付する。

※詳細は本研修会の案内サイト https://www.nmed.or.jp/people/info/doctor_info/010042.html をご参照ください。

以上

別添

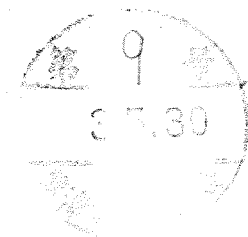
令和3年度 在宅看取りに関する研修事業
医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会
(案)

<各会場共通>

①座学(e-learning 受講)		
講義	60 分	「わが国の死因究明制度」
講義	90 分	「法医学に関する一般的事項① ・死因論 ・内因性急死」
講義	90 分	「法医学に関する一般的事項② ・外因死」
講義	60 分	「法医学と看護」
講義	40 分	「ICT を利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する意思決定支援～死亡前から死亡後に至る利用者・家族への接し方～」(課題提示を含む)
②演習(会場での受講)		
講義(DVD 視聴) + 演習	180 分	「実際に使用する機器を用いた医師との情報伝達のシミュレーション ー死亡確認後の説明と死亡診断書の交付の仕方ー」 ※DVD 視聴後シミュレーション実践
演習	60 分	「ICT を利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する意思決定支援～死亡前から死亡後に至る利用者・家族への接し方～」(ロールプレイ)
総合討論	40 分	「ICT を利用した死亡診断に関する在宅看取りの実践についての意見交換」
閉会挨拶・事務連絡	30 分	閉会挨拶・「実地研修、修了証交付の手続き等に関する説明、アンケート記入」
③実地研修		
2 体以上の死体検案または解剖への立ち会い(但し、死体検案又は解剖への立ち会いが困難な状況にあることに鑑み、当面の間、1 体しか立ち会えない場合であっても、代替講義受講により、研修を履修したものとみなされる。)		

※①～③を順に、すべて履修した受講者に修了証を交付します。

※本プログラムは予定であり、研修会開催までに変更の可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、やむを得ず本研修会の実施を延期、もしくは中止する場合がありますことをあらかじめご了承ください。



滋 精 保 福 第 378 号
令和3年(2021年)5月25日

各関係機関の長 様

滋賀県立精神保健福祉センター所長
(公 印 省 略)

令和3年度 ひきこもり家族学習会の実施について (通知)

平素は、当センター事業にご協力いただきありがとうございます。

このことについて、別紙実施要領に基づき、非精神病性のひきこもりを中心としたひきこもり当事者の家族を対象に、家族学習会を開催しますのでお知らせします。

つきましては、貴機関で相談を受けているご家族の中で、参加を希望される場合、同封のチラシにて周知いただきますようお願いいたします。

なお、ご家族が参加を希望された場合は、貴機関から事前にご連絡を頂いた上で、貴機関もしくはご家族より、当センター宛て電話で申込んでいただけるよう周知をお願いします。申込みのあった場合、ご家族の了解を得た上で、貴機関からの情報提供をお願いすることがありますので、ご協力いただけますようお願いいたします。

<担当>

滋賀県立精神保健福祉センター
(滋賀県ひきこもり支援センター)

相談支援係 藤本・萩尾

〒525-0072 草津市笠山八丁目 4-25

TEL:077-567-5058/FAX:077-566-5370

令和3年度 ひきこもり家族学習会 実施要領

1 目 的

ひきこもりを主訴とした相談においては、家族からの相談で支援が開始されることが多い。そのため、家族自身が、ひきこもりは状態像であり、その背景には様々な要因があることを理解し、本人を客観的に捉えるための知識や対処法を学ぶことが望まれる。

そこで、①疾患や発達障害の知識を学ぶ、②青年期の心理を理解し、家族の適切な対応を考える、③回復のためには様々な側面からのサポート(保健・医療・福祉・教育・就労等)が必要なことを理解し、本人に必要な支援の情報を知る等を目的とした家族の学習の場を提供する。

2 実施主体

滋賀県立精神保健福祉センター（滋賀県ひきこもり支援センター）

3 実施時期

6月～8月および12月、1月の原則第4月曜日（全5回）
午後1時30分～午後3時30分

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、滋賀県が「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」の対象地域となった場合は中止します。開催については、随時ホームページ（<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seishinhoken/>）とTwitter（@Shiga_Hikisen）にてお知らせします。もしくは、下記までお問い合わせください。

4 実施場所 滋賀県立精神保健福祉センター研修室

5 対象者

概ね20代後半以降のひきこもり当事者を支える家族

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、先着10名とする。

ただし、新たに参加を希望された家族に対しては事前に面接を行い、家族学習会参加の可否を判断する。

6 内 容 別紙のとおり

7 参加費用 無料

8 問合せ・申込み

参加希望者は、滋賀県立精神保健福祉センターに電話で問合せ・申込む。
※関係機関からの紹介で参加希望の場合は、事前に関係機関から当センターへご紹介のご連絡を頂く。

申込みおよび問い合わせ先

滋賀県立精神保健福祉センター（ひきこもり支援センター）

〒525-0072 草津市笠山八丁目4-25

電話 077-567-5058

家族学習会のお知らせ

家族の関わりを考える学習会を開催します。テーマによる参加も、連続での参加もご自由です。どうぞお待ちしております。

対 象：ひきこもりの子どもさんを支えるご家族。
当センターにご相談されている方が対象です。
参 加：どの回からでも参加できます。無料。
(初めて参加される時は事前にセンターまでご相談下さい。
関係機関からご紹介の場合、紹介先からも事前に連絡
いただきますようお願いいたします。)
場 所：精神保健福祉センター研修室



【内容と日程】令和3年度 ※第3回と第4回はなるべく両方への参加をお願いします。

第1回 6月28日(月) 13:30~15:30	ひきこもりの理解と、本人への関わり方について 滋賀県立精神保健福祉センター 辻本所長
第2回 7月26日(月) 13:30~15:30	思春期・青年期に起こりやすい精神疾患と 発達障害について 滋賀県立精神医療センター 大門精神科医
第3回 8月23日(月) 13:30~15:30	本人のペースに合わせた社会参加に向けてⅠ ～居場所への参加～ NPO 法人 芹川の河童 通信サロン
第4回 12月20日(月) 13:30~15:30	本人のペースに合わせた社会参加に向けてⅡ ～就労支援について～ 滋賀県地域若者サポートステーション 橋本所長
第5回 1月24日(月) 13:30~15:30	当事者からのメッセージ ～当事者目線に立って考えてみよう～

新型コロナウイルスの感染拡大防止について

- ①人数制限(1回10名まで)を設けて開催します。事前の申し込みが必要です。
- ②参加の際は、マスクの着用をお願いします。また、当日発熱・風邪等の症状がある方は、参加を控えていただきますようお願いいたします。
- ③滋賀県が「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の対象地域となった場合開催を中止します。中止等については、下記ホームページ・Twitterにてお知らせします。



ホームページ

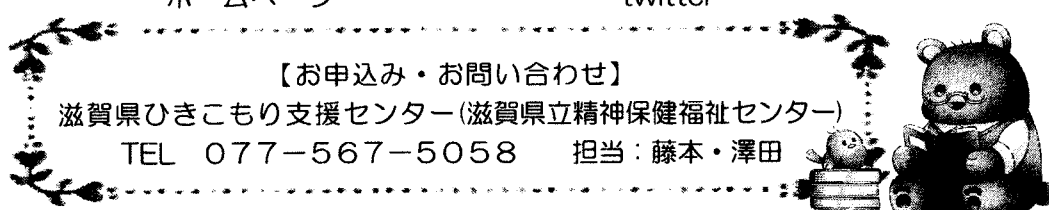


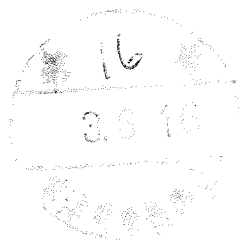
twitter

【お申込み・お問い合わせ】

滋賀県ひきこもり支援センター(滋賀県立精神保健福祉センター)

TEL 077-567-5058 担当: 藤本・澤田





滋 環 政 第 4 3 1 号
 滋 薬 務 第 4 9 4 号
 滋 農 経 第 5 0 6 号
 令和3年(2021年)6月2日

一般社団法人滋賀県医師会長
 大津市医師会長
 草津栗東医師会長
 守山野洲医師会長
 甲賀湖南医師会長
 近江八幡蒲生郡医師会長
 東近江医師会長
 彦根医師会長
 湖北医師会長
 高島市医師会長
 大津赤十字病院医師会長
 滋賀医科大学医師会長
 滋賀県病院協会会長
 各病院長

様

滋賀県琵琶湖環境部長
 (公印省略)
 滋賀県健康医療福祉部長
 (公印省略)
 滋賀県農政水産部長
 (公印省略)

令和3年度農薬危害防止運動の実施について(通知)

農薬の危害防止については、従来より格別の御協力をいただいているところですが、近年の食の安全・安心に対する社会の関心は非常に高く、農薬の適正使用と周辺への飛散防止を一層推進する必要があります。

農薬の使用に当たっては、依然として、周辺環境への配慮が十分でなかった事例や農薬の不適切な管理による誤飲事例、農薬ラベルの確認不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例等が散見されており、今後も引き続き、農薬危害防止の徹底を図る必要があります。

つきましては、別紙「令和3年度滋賀県農薬危害防止運動実施要領」に基づき、農薬危害防止運動を実施し、農薬の適正な使用および保管管理等の徹底を図ることとしましたので、その趣旨を御理解の上、格別の御配慮をお願いします。

なお、農薬による事故の実態を把握したいので、処置された場合は、別紙様式により所管の保健所を経由して健康医療福祉部薬務課あて連絡いただきますよう、併せてお願いします。

別紙

令和3年度滋賀県農薬危害防止運動実施要領

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用および保管管理の徹底は、農産物の安全確保および農業生産の安定、県民の健康の保護および生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用ならびに関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきた。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が見られる状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）および森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売および使用されないよう周知・指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令について周知徹底するとともに、農薬の取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬および農薬の適正販売、安全かつ適正な使用および保管管理ならびに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

なお、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、状況に応じて、取組を柔軟に進める。

第2 名称

農薬危害防止運動（以下「運動」という。）

第3 実施期間

令和3年7月1日から9月30日まで

第4 実施主体

滋賀県

第5 実施事項

1 農薬およびその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等

（1）普及啓発の強化

ア、広報等による普及啓発

別紙様式

薬品（薬物）中毒届

性別		年齢	歳
患者住所地市町名	市 郡 町		
中毒発生年月日	平成 年 月 日		
発生場所			
中毒の原因	服毒 誤飲 使用中の事故 その他（ ）		
中毒発生時の状況			
中毒薬品（薬物） 名および服用量			
同入手経路			
診断年月日	平成 年 月 日		
中毒の程度	軽症 中等症 重症		
症状および処置			
転帰年月日	平成 年 月 日		
転帰の種類	死亡 治癒 転出 その他（ ）		
備考			

上記により届出します。

平成 年 月 日

病院・診療所所在地：

名 称：

診断医師名 ：

（あて先）

保健所長

滋賀医科大学同窓会機関誌「湖都通信」広告掲載のお願い

拝啓 貴会ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は滋賀医科大学同窓会「湖医会」の活動に格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、滋賀医科大学の卒業生は、医学科 4,100 名、看護学科 1,621 名、計 5,721 名を数え、医学・医療従事者（うち開業医は約 640 名）として全国各地で活躍しております。

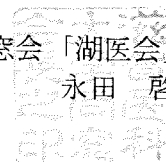
本会では、これらの卒業生および現・旧教職員や学友会員、在校生に向けて、機関誌「湖都通信」を発行し、学内の最新の出来事、各方面で活躍する卒業生や恩師の話題・近況などの情報を発信しています。

また「湖都通信」には、卒業生の最新の異動情報（年間約 400 件）を、挟み込みの『情報フォルダー』として掲載しております。この情報に関しては、近年の「個人情報保護」の動きに応え、掲載内容を（掲載の意志を含めて）逐一本人に確認することとしており、より新鮮で精度の高い情報を提供しております。

つきましてはこの機関誌「湖都通信」に、貴会の広告を掲載いただければ幸いに存じます。

以下に掲載要項を記させていただきます。是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。

2021 年 6 月吉日 滋賀医科大学同窓会「湖医会」
会 長 永田 啓



記

「湖都通信」広告 掲載要項

- | | |
|---------|--|
| 1. 掲載回数 | 年 2 回（9 月・3 月） |
| 1. 発行部数 | 医学科版約 5,100 部 |
| 1. 広告 | ①医学科版 A4 の 1/4（縦 6 cm×横 18 cm） 年間 5 万円
②医学科版 A4 の 1/8（縦 6 cm×横 9 cm） 年間 3 万円 |
| 1. 広告原稿 | 完全版下（モノクロ）（Word・Excel の場合は、PDF データも一緒に付けて）をお願いいたします。 |
| 1. 配布先 | 滋賀医科大学医学科卒業生および学友会員他 |
| 1. 広告申込 | 別紙申込用紙にて、2021 年 6 月末日までに
〒520-2192 大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学同窓会「湖医会」宛へお申し込みください。
◎メール・FAX でのお申し込みでも結構です。 |
| 1. 振込先 | 滋賀銀行瀬田駅前支店 普通預金 5890 滋賀医科大学同窓会
※ 第 1 回目発行時（9 月）に請求書を同封させていただきます。
請求書を早めに希望されます場合は、お申し出ください。 |
| 1. 連絡先 | 滋賀医科大学同窓会「湖医会」 TEL：077-548-2074
FAX：077-548-2094
Mail：koikai@koikai.org |

2021 年度「湖都通信」 広告申込書

滋賀医科大学同窓会「湖医会」の機関誌

「湖都通信」の広告掲載を申込みます

①医学科版 1/4 サイズ（縦 6cm×横 18cm）（¥50,000）

②医学科版 1/8 サイズ（縦 6cm×横 9 cm）（¥30,000）

* 上記いずれかを○で囲んでください

2021 年 月 日

貴会名

ご住所 〒

TEL（できましたら直通）

FAX

ご担当者名（部署名も）

Mail アドレス

お願い：担当者名には、ふりがなをおつけください。

Mail アドレスを必ずご記入ください。

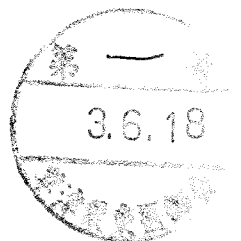
お申し込みは、FAX・メールでも結構です。

FAX : 077-548-2094

MAIL : koikai@koikai.org

滋賀医科大学同窓会「湖医会」

〒520-2192 大津市瀬田月輪町 TEL 077-548-2074



令和3年6月吉日

一般社団法人 草津栗東医師会 御中

拝啓

向暑の候、先生におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国立循環器病研究センターの主催で「第35回国立循環器病研究センター循環器病談話会」を下記通り開催致すこととなりました。

今回で35回目を迎えます本談話会は、ご出席の先生方に循環器疾患についての知識を更に深めていただき、実際に最前線で治療にあたっている先生方との意見交換などを目的とするものでございます。

この度の講演は“Web配信のみ”で行う予定です。参加を希望されます場合、下記事務局メールアドレス宛に必要な事項ご記載の上、事前のお申込みをお願い致します。

敬具

***～*～*～ 第35回国立循環器病研究センター 循環器病談話会 *～*～*～**

日 時：令和3年7月24日（土） 14：00～17：30

参 加 費：無料

プログラム：別添をご参照ください。

連 絡 先：第35回循環器病談話会事務局

E-mail: 35danwakai@ncvc.go.jp

参加ご希望の場合、下記事項をご記載の上、事前に事務局宛にメールにてお申込みをお願い致します。（お申込み期限：2021年7月16日（金））

【申込時記載事項】

- ① ご芳名/フリガナ ②ご所属 ③メールアドレス

*単位ご希望の場合は申込時に更に下記項目もお知らせください。

- ④日本医師会生涯教育講座単位ご希望の方：

チケット番号(地区番号2桁+医籍番号6桁)と所属郡市区等医師会名

- ⑤日本内科学会認定総合内科専門医単位ご希望の方： 会員番号

*ログイン/ログアウトを確認できた方のみ単位を取得できます。

第35回国立循環器病研究センター循環器病談話会 事務局
国立循環器病研究センター 健診部 小久保 喜弘
国立循環器病研究センター 予防医療部 渡邊 至

88

第35回国立循環器病研究センター —循環器病談話会—

Web開催

日時

2021年7月24日(土) 14:00～17:30

申込締切
7/16

参加費

無料

新型コロナウイルス感染拡大防止のためWEB開催のみとさせていただきます。国立循環器病研究センターでは行いませんのでご注意ください。

——— プログラム ———

『新たな病診連携』

開会の挨拶

国立循環器病研究センター理事長 大津 欣也

第一部 (14:05～15:35)

座長 健診部 小久保 喜弘

「低侵襲心臓手術の推進」

心臓外科 福嶋 五月

「知らないと後悔する「心筋梗塞」の前兆 ～STOP-MIキャンペーン～」

心臓血管系集中治療科 田原 良雄

「専門的な頭部画像診断による急性期脳梗塞治療適応の拡大」

脳血管内科 古賀 政利

休憩(15:35～15:45)

第二部 (15:45～17:15)

座長 予防医療部 渡邊 至

「包括的循環器リハビリテーションへのとりくみ」

脳血管リハビリテーション科 横田 千晶

「最新の脳動脈瘤治療と今後の展望」

脳神経外科 片岡 大治

「心疾患を持つ女性のライフサイクルにあわせた産婦人科診療
—胎児から老年期まで—」

産婦人科 吉松 淳

閉会の挨拶

国立循環器病研究センター病院長 飯原 弘二

メールでの事前申込が必要です。

下記項目をご記入の上、事務局宛(35danwakai@ncvc.go.jp)にメールでお申込み下さい。

①氏名/フリガナ ②所属先 ③メールアドレス

※日本医師会生涯教育講座単位を希望される方はお申込み時に

④チケット番号(地区番号2桁+医籍番号6桁)、所属都市区等医師会名をお知らせ下さい。

※日本内科学会認定総合内科専門医単位を希望される方はお申込み時に

⑤会員番号をお知らせ下さい。

ログイン/ログアウトを確認できた方のみ単位を取得できます。

※アクセス方法等はお申込みいただいた後にお知らせ致します。

主催 国立循環器病研究センター

共催 大阪府医師会

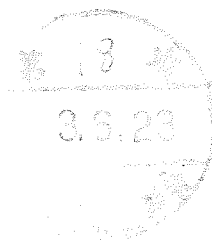
事務局 国立循環器病研究センター健診部 小久保喜弘

国立循環器病研究センター予防医療部 渡邊 至

担当：山本、小島、大町

電話 06-6170-1070(内線 40559)

E-mail 35danwakai@ncvc.go.jp



草教委教学発第1306号
令和3年6月22日

一般社団法人
草津栗東医師会 会長 様

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

令和3年度要保護および準要保護児童生徒に係る医療券による治療について
(依頼)

初夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市教育行政に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護家庭等の経済的困窮世帯の児童生徒が、学校における健康診断で特定の疾病に罹っていると認められた場合、学校保健安全法第24条第1号および同法施行令第8条の規定に基づき、市が当該疾病にかかる治療費について必要な援助を行っております。

具体的な援助方法としては、まず市教育委員会が治療を要する児童生徒に対し、医療券を発行いたします。次に当該児童生徒は、当医療券を各医療機関に提示することで自己負担なしで治療を受け、当該治療の終了後、市は各医療機関から当医療券にかかる医療費の請求を受け、支払うこととなっております。

詳細については、下記のとおりですので、趣旨御理解のうえ、会員各位に御周知いただくとともに、本事業の円滑な実施について御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

※ 医療券（様式1）を提示し治療を希望する児童生徒について、次の要領により、治療及び診療報酬の請求を行っていただくようお願いいたします。

1. 保護者（児童生徒）から提出された医療券が、治療する本人の医療券であること、また、「保険の有無欄」に記入があることを確認してください。
2. 医療券で治療できる疾病の範囲は、学校保健法施行令第8条に定める疾病に限りしますので、保険診療の対象となる治療のみ、医療券の対象としてください。

【対象となる疾病】 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病で次のもの

- (1) トラコーマ及び結膜炎
- (2) 白癬、疥癬及び濃癬疹
- (3) 中耳炎
- (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
- (5) う歯
- (6) 寄生虫（虫卵保有を含む。）予防的見地から薬品を投与することは対象外

3. 要保護児童生徒（医療券に記載）の場合、生活保護法による医療扶助で治療が受けられますが、上記2の学校病の治療については、この医療券が優先されます。該当児童生徒の場合は、保険負担額が異なりますので御注意ください。
4. **医療券に記載のとおり、利用には有効期限があります。**有効期限内に治療が完了するよう御協力をお願いします。
5. 治療完了後は、速やかに下記の対応をお願いします。
 - ①医療券（様式1）の【診療報酬請求明細】欄、医療機関関係名及び所在地、院（所）長名等について記載し、診療報酬請求書（様式3）に必要事項を記載、押印いただき、草津市教育委員会事務局 学校教育課まで必ず直接送付してください。
（治療が完治した時点で、期限まで保管せず、速やかに請求願います。）
 - ②保護者に対する通知（様式2）の下記欄に治療完了の証明を行っていただき、保護者（児童生徒）へ渡してください。
 - ③薬剤について、院外処方される場合は、調剤報酬請求書（様式4）を薬局に渡すよう保護者に伝えてください。
6. 治療費の支払いにつきましては、診療報酬請求明細および請求書の内容についての確認が出来次第、指定された口座へ振り込みいたします。
7. 参考までに、関係様式を添付させていただきます。
 - 要保護及び準要保護児童生徒医療券（様式1）
 - 要保護及び準要保護児童生徒医療券（様式1）【記入例】
 - 保護者に対する通知（様式2）
 - 要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書（様式3）
 - 要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書（様式3）【記入例】
 - 要保護及び準要保護児童生徒調剤報酬請求書（様式4）

（お問合せおよび医療券・請求書の送付先）

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

草津市教育委員会事務局学校教育課 TEL077-561-2421（直通）

要保護及び準要保護児童生徒医療券

(歯科医師)

教育委員会名		草津市教育委員会	学校名	小学校
			所在地	滋賀県草津市
交付第 1 号	(自) 令和 3年 7月 1日		保 護 の	準要保護
令和 3年 7月 1日	(至) 令和 3年11月30日		取 り 扱 い	
受療者	児 童 名 生 徒 名		生年月日	平成 年 月 日
			学 年	第 学年
保護者	住 所 名	滋賀県草津市		保険 有無
	氏 名			有 無

医療機関の方へ

※ 治療終了後、下記および請求書にご記入の上、〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市教育委員会学校教育課へ 月末までにご請求ください。

※ ご不明な点は、学校教育課（TEL077-561-2421）までご連絡ください。

※ 差引請求額は、診療点数に自己負担割合を乗じ、10円未満は四捨五入しご記入ください。

診 療 報 酬 請 求 明 細				
内 容	実施歯科	合計点数	診療総額	
初診料及び再診料		点	円	
金合金インレー	歯	点	社会保険負担の有・無 割 円 (健保・国保・共済・その他)	
銀合金インレー	歯	点		
処 置 料	歯	点		
乳 歯 抜 歯 料	歯	点		
そ の 他		点	差引請求額	
計	歯	点		

令和 年 月 日

医療機関名及び所在地

院(所)長名

要保護及び準要保護児童生徒医療券

(歯科医師)

教育委員会名	草津市教育委員会	学校名	草津小学校
		所在地	滋賀県草津市草津三丁目14番5号
交付第 1 号	(自) 令和 3 年 7 月 1 日	保 護 の 取 扱 い	準要保護
	(至) 令和 3 年 11 月 30 日		
受療者 児童名	草津 花子	生年月日	平成25年 5 月 5 日
保護者 住所氏名	滋賀県草津市草津一丁目1番1号 草津 太郎	学 年	第 2 学年
		保険有無	有 無

保護者が記入している
か確認してください。期限内か確認し
てください。

医療機関の方へ

※ 治療終了後、下記および請求書にご記入の上、〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市教育委員会学校教育課へ 11 月末までにご請求ください。

※ ご不明な点は、学校教育課（TEL077-561-2421）までご連絡ください。

※ 差引請求額は、診療点数に自己負担割合を乗じ、10円未満は四捨五入しご記入ください。

診療報酬請求明細			
内 容	実施歯科	合計点数	診療総額
初診料及び再診料		313 点	12,580
	歯	点	
		点	
処置料	3 歯	945 点	7 割 8,810 円
乳歯抜歯料	歯	点	
その他		点	
計	3 歯	1258 点	差引請求額 3,770

全ての項目に漏れな
く記入してください。

1258 点×7 割=8,806 円→
10 円未満四捨五入=8,810 円

社会保険負担の有・無

(健保・国保・共済・その他)

1258 点×3 割=
3,774 円→10 円
未満四捨五入=
3,770 円

診療終了日を記
入してください。

令和 3 年 8 月 30 日

医療機関名及び所在地

院(所)長名

草津市草津二丁目2番2号

くさつ青花クリニック 院長 青花 次郎

(様式2)

お 知 ら せ

病 名

健康診断の結果、上記の病気にかかっていることが分かりました。早期に最寄りの医療機関で受診されますよう、お知らせします。

この病気は、同封の医療券を持参すれば無料で診療が受けられますが、この病気外の診療費は自己負担となります。

なお、医療券の有効期限までに治療を済ませてください。

(注意)

社会保険に加入している場合は、その保険者証を医療券とともに持参して治療を受けてください。治療が終わったら、下記に医療機関の証明を受けて学校に提出してください。

証 明 書

患者氏名 (学年 年)

上記の者を令和 年 月 日から令和 年 月 日まで診療したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

医療機関名

(様式3)

(医師・歯科医師用)

要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書

草津市長 様

令和 年 月 日

三

指定医療機関の所在地

指定医療機関の名称

院 (所) 長 名

下記のとおり請求します。

請 求 額	円		
口座振込先	金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 出張所
	預 金 種 目	1. 普通	2. 当座
	口 座 番 号		
	フリガナ		
	預金者名義		

(様式3)

(医師・歯科医師用)

要保護及び準要保護児童生徒診療報酬請求書		
草津市長様 記入・押印漏れがないか確認してください。 令和 3 年 10 月 1 日 〒 525-1234 指定医療機関の所在地 草津市草津二丁目〇番〇号 指定医療機関の名称 くさつ青花クリニック 院 (所) 長 名 青花 次郎 ⑩ 下記のとおり請求します。 医療券の「差引請求額」と同じ金額であることを確認してください。		
請 求 額	3,770 円	
口座振込先	金融機関名	銀行 本店 滋賀中央 信用金庫 南草津 支店 農業協同組合 出張所
	預金種目	1. 普通 2. 当座
	口座番号	123456
	フリガナ	アオハナ ジロウ
	預金者名義	青花 次郎

(様式4)

(薬局用)

要保護及び準要保護児童生徒調剤報酬請求書				
草津市長 様				
令和 年 月 日				
〒				
所在地				
名 称				
代表者				
Ⓜ				
下記のとおり請求します。				
受 療 者	学校名		児童生徒 氏 名	
受診医療機関名				
調 剤 総 額	円			
社会保険料または 国民健康保険負担額	円			
差引請求額	円			
口座振込先	金融機関名	銀 行 本店 信用金庫 支店 農業協同組合 出張所		
	預 金 種 目	1. 普通 2. 当座		
	口 座 番 号			
	フリガナ			
	預金者名義			

講演会・研修会等のご案内

第5回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
7月3日(土) 15:30～18:30	滋賀県医師会スポーツ医研修会 (日本医師会認定健康スポーツ医 制度健康スポーツ医学再研修会) (第9回びわこスポーツ医学カン ファレンス)	ライズヴィル都賀山 守山市浮気町300-24	研修 ①「ハンドボール県代表チームの帯同トレーナーとしての経験」 びわこリハビリテーション専門職大学 PT 宇於崎 孝 氏 吉川整形外科クリニック PT 安居 和哉 氏 ②「指導者から見たハンドボールの競技特性とジュニア世代の注意点」 近江兄弟社高等学校ハンドボール部顧問 全国高体連ハンドボール・ジュニア発掘委員 飯田 一郎 先生 ③「ハンドボールユース代表国際大会の帯同経験～医師としての葛藤～」 近江兄弟社高等学校ハンドボール部顧問 多根総合病院スポーツ整形外科 ハンドボール協会 医事委員 松村 健一 先生 ・パネルディスカッション 滋賀県におけるハンドボール選手に対する医科学サポートのあり方	滋賀県 医師会	スポーツ医担当 会報5月号・FAXにて 案内済	日医師生涯教育制度: (申請予定) 日医認定健康スポーツ医 制度再研修2単位 (申請中)
8月8日(日) 9:30～17:30	日医認定産業医第1回基本研修 会(基礎前期)	彦根勤労福祉会館 たちばな 彦根市大東町4-28	研修 ①「総論A」 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課長 喜瀬 真太郎 氏 ②「健康管理」 ブリヂストン彦根工場健康管理センター 所長 中山 邦夫 先生 ③「総論B」 ダイキン工業株式会社 滋賀製作所 専属産業医 赤築 秀一郎 先生 ④「産業医活動の実際」 古河AS株式会社 産業医 鹿田 潮 先生 ⑤「健康保持増進」 滋賀産業保健総合支援センター 相談員 寺澤 嘉之 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報5月号・FAXにて 案内済	日医師生涯教育(申請予定) 日医認定産業医(基礎・前 期)7単位(申請予定) ※非会員(受講料14,000円、 資料代3,520円、資料代は基 本研修会2回分)
8月9日(月・祝) 9:30～17:30	日医認定産業医 第2回基本研修 会(基礎前期)	彦根勤労福祉会館 たちばな 彦根市大東町4-28	研修 ①「作業環境管理」 労働安全衛生コンサルタント 植西 信雄 先生 ②「メンタルヘルス対策」 医療法人ひつじクリニック 院長 田中 和秀 先生 ③「有害業務管理」 オムロン株式会社 統括産業医 滋賀産業保健総合支援センター 相談員 内山 鉄朗 先生 ④「作業管理」 パナソニック株式会社イノベーション推進部門 守口地区健康管理室 前田 希和 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報5月号・FAXにて 案内済	日医師生涯教育(申請予定) 日医認定産業医(基礎・前 期)7単位(申請予定) ※非会員(受講料14,000円、 資料代3,520円、資料代は基 本研修会2回分)

草津栗東医師会・行事予定表

令和3年 7月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	木			
2	金			
3	土			
4	日			
5	月			
6	火			
7	水			
8	木			
9	金			
10	土			
11	日			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木	地域職域医師会会長会議	14:30～16:00	
16	金			
17	土			
18	日			
19	月			
20	火			
21	水			
22	木			
23	金			
24	土	7月理事会	14:00～16:30	交流センター3階
25	日	ゴルフ同好会		信楽CC
26	月			
27	火			
28	水			
29	木			
30	金	湖南圏域災害医療体制検討委員会(WEB可)	13:30～15:00	草津保健所
31	土	7月例会	14:00～15:00	交流センター5階
		診療科紹介	15:00～15:30	
		小児救急医療地域医師研修会	15:30～16:30	